

資料(4)

岸和田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予に関する規則

平成 23 年 3 月 31 日規則第 18 号

岸和田市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岸和田市国民健康保険条例(平成 20 年条例第 4 号。以下「条例」という。)第 5 条第 2 項の規定に基づく一部負担金の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除又は徴収猶予の対象となる一部負担金等)

第 2 条 条例第 5 条第 2 項の規定による一部負担金の免除又は徴収猶予(以下「一部負担金の免除等」という。)は、入院に係る療養の給付に関する一部負担金について行うものとし、一の被保険者について、申請のあった日の属する月を含めて 12 箇月につき 3 箇月を限度として行うものとする。

(一部負担金の免除の要件等)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項の規定による一部負担金の免除の要件となる災害その他特別の理由とは、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 一部負担金の納付義務者(以下「納付義務者」という。)の世帯に属する者が申請日前 1 年の間において震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは障害者(身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める障害を有する者をいう。)となり、又は納付義務者の居住の用に供する住宅が半壊若しくは半焼以上の損害を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当して納付義務者の属する世帯の収入が著しく減少したことにより、当該世帯に属するすべての者が資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活が著しく困難になったとき。

ア 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事情が発生したとき。

イ 事業若しくは業務を休止し、若しくは廃止し、又は失業したとき。

(3) 前 2 号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 前項及び次条において「収入が著しく減少した」とは、納付義務者の属する世帯の実収入月額(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護の要否判定に用いられる収入

認定額をいう。以下同じ。)であって申請の日の属する月を含む直近の3箇月の平均の額(以下「平均実収入月額」という。)が前年の平均月収の額の7割未満の額となる場合をいう。

3 第1項において「その生活が著しく困難になったとき」とは、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 納付義務者の属する世帯の平均実収入月額が当該申請の日の属する月の基準生活費(生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準生活費をいう。)の額以下の額となったとき。
- (2) 納付義務者の属する世帯の預貯金の総額が当該申請の日の属する月から起算して3箇月分の基準生活費の総額以下の額となったとき。

(一部負担金の徴収猶予の要件等)

第4条 条例第5条第2項の規定による一部負担金の徴収猶予の要件となる災害その他特別の理由とは、前条第1項第2号ア又はイに該当して納付義務者の属する世帯の収入が著しく減少したことにより、当該世帯に属する者の生活が困難になった場合とする。

2 前項において「生活が困難になった場合」とは、当該一部負担金に係る療養の予定期間における納付義務者の属する世帯の実収入月額の見込額が、当該予定期間における基準生活費の額及び当該一部負担金の見込額の合計額に満たない場合とする。

(一部負担金の免除等の申請)

第5条 一部負担金の免除等を受けようとする者は、入院による療養の給付を受ける前に一部負担金免除等申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類のうち市長が認めるものを提出して、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請する者の世帯に属する者の氏名その他当該世帯の状況を記載した書類
 - (2) 収入申告書、給与証明書等当該世帯の収入の状況を明らかにする書類
 - (3) 当該入院に係る医療費の見込額を記載した書類
 - (4) 預貯金、借入金及び資産の状況を明らかにする書類
 - (5) 災害による被害を受けたことを証明する書類、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳その他の第3条第1項各号の事由が生じたことを証明する書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、緊急の入院その他やむを得ない事由があると認めるときは、入院後においても一部負担金免除等申請書を受理することがある。

(一部負担金の免除等の承認の通知等)

第6条 市長は、前条の申請の内容を審査し、申請をした者に対し、その結果を国民健康保険一部負担金免除等承認・不承認決定通知書(様式第2号)により通知するとともに、一部負

担金の免除等を承認したときは、国民健康保険一部負担金免除等対象者証明書(様式第3号。以下「免除等証明書」という。)を交付する。

- 2 免除等証明書の交付を受けた者が保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)について療養の給付を受けようとするときは、被保険者証に免除等証明書を添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(徴収猶予に係る一部負担金の額の確定等)

第7条 市長は、徴収猶予すべき一部負担金に相当する額を確定したときは、その額及び徴収猶予の期間を書面により通知する。

- 2 前項の徴収猶予の期間は、療養の給付を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して3箇月とする。
- 3 一部負担金の徴収猶予の承認を受けた者は、当該徴収猶予の期間が満了したときは、直ちに当該一部負担金に相当する額を市に納付しなければならない。

(一部負担金の減免等の取消し等)

第8条 市長は、一部負担金の免除等の措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その措置を変更し、若しくは取り消し、又は当該一部負担金の免除等の措置の変更若しくは取消しに係る一部負担金に相当する額を徴収する。

- (1) 資力その他の事情の変化により、一部負担金の免除等の措置が不相当と認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により、一部負担金の免除等の措置を受けたと認められるとき。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、一部負担金の免除等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(岸和田市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

- 2 岸和田市国民健康保険条例施行規則(平成20年規則第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)